

平成14年7月5日(金)
於・東条インペリアルパレス

水産政策審議会 第7回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第7回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成14年7月5日 午後1時00分

閉会 平成14年7月5日 午後2時41分

2. 出席した委員の氏名

委員	石黒勝三郎	伊藤裕康	植村正治
岡田和子			
	小野征一郎	栢原英郎	佐々木護
佐藤 稔			
	島 秀典	寿崎洋一	中村晃次
西橋久美子			
	二村雄三	増田常男	三鬼楠好
矢野等子			
	山内皓平	吉岡修一	吉武雅子

3 . 水産庁側出席者

川口次長	山根企画課長
中尾管理課長	
井貫沿岸沖合課長	岡本遠洋課長
重漁場資源課長	
佐藤資源管理推進室長	濱田遊漁・海面利用室長
中山海洋技術室長	

4 . 諮問事項

諮問第29号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について

諮問第30号 漁業法第58条の2第4項の規定に基づく許可等の基準について

5 . 報告事項

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基 本計画の検討等について
漁獲可能量制度の実施状況について

6 . 議 事

別紙のとおり

7 . 議決の数

出席者全員賛成

8 . 答 申

別紙のとおり

開 会

事務局 お待たせいたしました。予定の時間が参りましたので、ただいまから第7回資源管理分科会を開催させていただきます。

それでは、委員の出欠状況について御報告いたします。本日は、委員25名中19名の方が出席されております。水産政策審議会議事規則によりまして、当資源管理分科会の定足数は過半数とされております。定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

それでは、分科会長よろしくお願いいたします。

小野分科会長 それでは、これから本日の議事に入りたいと思います。

本日は諮問事項が2件、報告事項が2件でございます。

なお、本日御審議いただきます諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条の規定により、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。

諮問第29号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について

小野分科会長 それでは、諮問第29号について御説明願います。

山根企画課長 4月11日に、この分科会で、資料2-1に

あります平成 14 年「指定漁業の許可の一斉更新について」の
処理方針が定められました。

私、4月 12 日付で企画課長を拝命した山根です。本日、そ
の後の省令等について御説明させていただきます。

まず、資料 2 をごらんください。諮問文案件でございますの
で、朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎 殿

農林水産大臣

武部 勤

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を
改正する省令について

(諮問第 29 号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令
等の一部を改正する省令を 定めたいので、漁業法 (昭和 24
年法律第 267 号) 第 65 条第 5 項及び水産資源保護法 (昭 和 26
年法律第 313 号) 第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意
見を求める。

資料は、その後ろにかなり大部分のものがついております。
2 枚紙の説明資料と縦書きの法律案がずっと続きまして、その
後ろの方に、上下 2 段書きの改正案と現行というものがついて
いると思いますが、ポイントを 2 枚紙の説明資料にまとめまし
たので、これで説明させていただきます。

なお、各委員の方々にあらかじめお届けしておりましたもの
と、その後の調整で若干手直し等がなされておりますので、現

在您手元にお配りの資料で本日の御審議をお願いしたいと思ひます。

まず、改正の趣旨ですが、(1)の「平成14年「指定漁業の許可の一斉更新」についての処理方針」については、4月の資源管理分科会に報告し、了承をいただいたところではありますが、処理方針の内容のうち、省令改正で処理すべき事項について具体化を図るため、本省令を制定します。

(2)としまして、具体的に、資源管理の促進のための操業規制の見直し、効率的かつ安定的な漁業経営の育成のための操業規制の見直し、そういう2点が処理方針で示された漁業に関する規制のあり方ではありますが、これに従って、漁業実態も十分に踏まえた上で、指定漁業の許可及び取締りなどに関する省令等について所要の改正を行うものであります。

(3)なお、他の大臣管理漁業等に係る諸規制についても、この際、同様の観点から見直しを行うこととしております。

主な改正点について御説明いたします。

(1)で、資源管理の促進のための操業規制の見直しでございますが、として、沖合及びき網漁業の操業禁止区域について、陸上を基点とする禁止区域のラインにつき沖出しする等の見直しを行っております。

遠洋かつお・まぐろ漁業について、くろまぐろ等の漁獲量をよりの的確に把握できるようにするため、陸揚げ及び転載届出制度の新設。

いか釣り漁業について、公示した操業許可区域と整合した操業禁止区域の明確化。

日本海べにずわいがに漁業の規制について、許可の制限条件で明確化したことに伴う、省令上の規定の削除。

停泊命令等について、実効ある処分を課すための見直し。
停船命令に用いる信号の発し方についての統一化。

以上であります。

次のページに行きまして、2番目のくくりとしまして、効率的かつ安定的な漁業経営の育成のための操業規制の見直しであります。として、遠洋底びき網漁業の漁獲物等の転載制限の廃止。

北太平洋のさんま漁業の操業期間の統一化に伴う、漁獲物等の輸送・陸揚港の制限の廃止。

いか釣り漁業について、既に実態の失われた国外の陸揚港制限についての規制の廃止。TAC制度の定着により資源管理が図られるようになった、ずわいがにについて、知事の許可に加え大臣の承認が必要だった小型機船底びき網漁業の大臣承認制の廃止。

以上であります。

施行期日は、これらの改正につきましては、平成14年8月1日から施行することとしております。よろしくお願いいたします。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か御意見、御質問があればお願いいたします。

三鬼委員。

三鬼委員 かつお・まぐろ関係についてでございますが、本件、まぐろの国際資源管理強化の流れを踏まえた措置であると、このように理解しておりますので、これから申し上げることを十二分にお酌みとりいただきまして、この措置を受け入れることを承認したいと思っておりますのでございます。

まぐろの国際資源管理強化の最優先の課題は、何と云いましても便宜置籍漁船の廃絶でありまして、これまでに長年にわたりますして、国際機関と日本政府をはじめとする関係国政府の協力のもとに、その取り組みが続けられておりますけれども、残念ながら便宜置籍漁船の漁獲物は、我が国の市場に搬入され続けておるのが現状でございます。最優先の課題に、目に見える成果が上がらないまぐろの国際資源管理の現状に対しまして、深刻な魚価低迷に苦しむまぐろ漁業界は、いよいよがけっ縁に立たされたと、このように思っております、協力の意欲と希望というものを失いかけていることもまた事実でございます。

つきましては、便宜置籍まぐろのほとんどすべてを受け入れている我が国、日本が中心となりまして、便宜置籍漁船のまぐろを、日本市場から排除する実効ある措置をとることこそが、真に国際管理体制の強化につながるものでありまして、ぜひとも、日本政府にそのような取り組みをお願い申し上げる次第でございます。我々業界も関係国業界と連携いたしまして、このような方向を目指した日本市場の措置を支持する国際世論形成に、日本政府と一体となりまして働きかけていく所存でございます。

したがいまして、水産庁におかれましては、時間を置くことなく1年以内ということをめどに、この便宜置籍漁船の廃絶のために、その漁獲物を日本市場に受け入れないと、このような実効ある資源管理措置を講じていただくことを切に要望いたしまして、本件の改正、改定案につきまして了承していきたく、このように思っているところでございます。以上でございます。

小野分科会長 FOC船の処理について、1年以内に実効あ

る措置をとってもらいたいという御趣旨だと思いますが、特に何かございますか。

岡本遠洋課長 遠洋課長でございますが、今三鬼委員の方からお話がありましたF O C問題、便宜置籍船漁船の漁獲物の問題、これは過去数年にわたり、水産庁としても非常に力強く取り組んできたと思っております。その結果、現時点では、明確なF O C漁船の漁獲物の搬入というものは一応断たれたと私は思っております。ただ、その中、実質的に幾つかの問題がまだ残されているのは事実でございます。それは、F O C漁船の漁獲物がほかの漁船の漁獲物という形で名を変えて入ってきたり、ということがいろいろ指摘されていることは私ども十分認識しております。

この問題につきましては、今I C C A T等の枠組みを通じまして、F O C漁船と関係するF O Cでないと言われている漁業者、漁船の問題について、どうこれからそういうつながりを断ち、またはそういう関係を続けている者に対してはどのような取り組みを進めていくかということ、今鋭意関係国等の話し合いが進められているところでございます。1年以内ということについては、ちょっと私自身必ずしも見通しを申し上げられるわけではございませんが、本年のI C C A Tの年次会合においても、積極的な取り組みは進めていきたいと思っておりますし、また、それなりの成果は期待できるのではないかと私は思っております。

以上でございます。

小野分科会長 よろしいでしょうか。特に何か。

三鬼委員 大いに期待しております。よろしくお願いします。

小野分科会長 それでは、植村委員。

植村委員 ただいま省令改正の説明がございましたが、(1)
の ですね、この点について、陸上を基点とする禁止区域のラ
インにつき沖出しをすると、この項目を説明になりましたけれ
ども、この内容の説明はこれから入るんですか。

小野分科会長 もう説明は終わっているわけですね。終わっ
ているそうです。

植村委員 そのことについて、私の方からこれにかかわる地
域の問題について、当局に御意見を申し述べ、御回答いただ
くものはいただきたいと思います。

私の質問の資料がありますので、それをごらんください。こ
れは陸域を基点としておった数十年來の線引きを沖出しをす
ると、こういう説明の地域でございます。青森県は日本海の地域
でございます、そこで赤い線が沖底禁止ライン、いわゆるそ
ういうラインがあった。これは陸域に入っているかどうか見え
なかったけれども、陸域の灯台を基点としてそういうものがし
かれておったし、太平洋岸にもまだあるわけです。これを沖出
しするという考え方については了解できます。ただし、このこ
とでは、なお不十分なものを抱えているということでございま
す。

まず第1点は、この「艦作」と書いているのは、ヘナシと読
みます。下の方ですね。その橙色で囲んでおる地域、それから、
共同漁業権ラインというのが1つあります。これが食い込んで
おる。共同漁業権に食い込んでおる。しかもそれが、2,000 m
そこそこの共同漁業権にトロールの沖底の線が食い込んでお
る、こういうことでございます。

また、上の方もそういうことで食い込んでおる。陸域であれ
ば、そういう食い込んだところに垣根をしてそれなりの抑制が

できますけれども、海域でございますから、そんなものはやはり、その内側にいい漁場があれば、そこに投網して漁業が行われるという気も我々は持っているわけです。それは日本海の暫定水域の設定の際にも嫌というほど味わっている実態でございます。

そういう関連からして、本当は最低この上の線の沿岸側要望ラインというのが、日本海的全漁協から出された保護区域ですが、いろいろ話し合いの中で、どうしても緑色の点線は無理だということであるとすれば、共同漁業権は絶対はずしてもらわなければならないということで、今なお反対の要請文がその共同漁業権管轄の組合、あるいは町村長からも反対要請が出ております。

こういう要請の中で、トロールと沿岸の話し合いが完全にしがたいと。しかし第1段階として、こういう橙色の線を引いてその内側を禁止区域とし、さらに赤線と結ぶ、こういう考え方に水産庁が立たれたとすれば、それもやむを得ないものがあったのではないかと、理解しなければならないかなという思いがあります。そういう立場で水産庁が主体的に陸域を排除し、さらに地元の不十分だとする共同漁業権をも含んだ線を主体的に決定されたというふうに私は理解するわけです。しかし、なおその共同漁業権の中には魚礁等が投入されておりました、地元の組合、先ほど言ったように町村も挙げて、これに対しては善処すべきであるという要請書がこのように参っております。

そういう中で私の質問をするのは、この沿岸域の共同漁場というのは藻場、干潟、磯をもって形成されておるという実態、そして幼稚仔の繁殖保護、育成の場として重要な地域である。これを守ることは資源回復計画の根本理念だと。今回の案では、

陸域を横断するラインは解消されたものの、依然として共同漁業権内に禁止ラインが設定されております。青森県における共同漁業権漁場は 2,000 m から 2,800 m と狭く、魚礁投入等の繁殖保護の努力も続けておる関係から、これを否定されたという思いが地域漁協、行政から反対陳情が出ている。

禁止ラインが設定された当時の沿岸漁民は、零細で和船が主体であり、底びきもまた資源に見合った能力を持ち合わせておったという時代ですから、現在とは全く違った高性能、高能力の、双方ともそういうものが資源に圧力がかかる状態にある。

国は資源管理を基本として、国、都道府県が中心となって協議の進展を図り、必要なものは一斉更新等に限らず、順次制度化するという処理方針を既に諮問を得ておりますので、資源管理をどうして実践していくのかの考え方を自然に整えられておるわけでございますので、両者の話し合いをリードし、今回示された案に決してとどまることなく、資源の持続的利用体制の実現に向けた結果を出していただきたい。そして、浜の声を受けとめた水産庁の積極的かつ主体的な努力をお願いするものであります。

この中で、トロールの許可を得た漁業者が、新たに定置漁業を共同漁業権の中であっても、大臣許可という枠組みで許可をもらっている関係から、定置を設定する海区での承認があっても、トロール業者の了解を得なければならないという事態があつて、数カ月網を設置することができなかつた。このことは水産庁の責任においてトロールに指示しているとは思われないわけですが、しかしそのような思いがトロール業者としてはありまして、県としてもそのような方向で許可を、了解を必要としている。そういう矛盾した問題があります。

それからもう一点の考え方は、共同漁業権の中、外において、沿岸漁業者が行う刺し網等の問題についても、トロールの了解を得なければそれが設置できないんだと。これらの問題は、地方の海区調整委員会等がありますから、そこでその問題の有無を決するべきものではなかろうかと考えますので、この2点について御回答をお願いしたいということを申し添えまして質問といたします。

小野分科会長 それでは、お願いします。

井貫沿岸沖合課長 沿岸沖合課長でございますが、御説明させていただきます。

まず、禁止区域の点でございますが、資料の20ページから新旧対照表になっておりまして、秋田県の部分、21ページ以降が青森県の部分ということで、今回青森県の部分については、新しい規制の(44)から、途中飛ばしまして(53)までの分が太平洋側及び日本海側のそれぞれの禁止区域を拡大した部分であります。あと(104)等のところになっております。この中で、先ほど委員御指摘のように不十分な点があるということです。我々としては、先般御審議いただきました方針に基づきまして、当事者間の話し合いの場の設定の斡旋ないし話し合いの仲介を行うということで、精力的に両者の協議の推進を図ってまいったところでございます。

この部分につきましては、数回の当事者間の会議を開催しました中で、それぞれが不十分、不満を抱えながら、今回はこういう形で禁止区域を冲出しをして、さらに県庁等も御苦勞願いながら両者で資源管理について引き続き話し合っていこう、そういうことになっておりますので、そこで両者不満ながらも、今回こういう形での禁止区域の設定ということにさせていただ

いているわけでございます。

参考までに 20 ページから 21 ページでございます秋田県の関係では、ここは逆に沿岸と沖合の話し合いによりまして、従来 4 海里あった沖底の禁止区域を、3 海里まで期間的ですが引っ込めて、11 月、12 月については沖底が従来できなかったところをやる。これはハタハタの資源管理等を通じまして、沖底なり沿岸との相互理解が相当進んだ中でこういった点も出てきております。こういった例も含めまして、今後引き続き、一斉更新時に限らず話し合いの場の設定、それから両者の相互理解を進めるために努力していきたいと考えております。

それから、第 2 点目の定置漁業の関係でございますが、免許の内容の事前決定にかかわる部分でございますけれども、漁業法においては、都道府県知事はその管轄に属する水面について、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには、漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、免許内容等の事前決定、計画を行うということになっております。

御指摘のあった定置の点につきましては、この一環として、県において関係漁業者の意見を聞きながら、果たして漁場計画を立てていいものかどうかという段階で、沖合底びき網漁業者を含めまして、一本釣り漁業者、他の定置漁業者等の調整が整わなかったということで、免許の計画そのものを立てなかったというふうな事例であると聞いております。これは、一般的に関係漁業者の意見をどう把握するか、漁業調整上の支障があるのかないのかというところを具体的にどう決めるのかというこ

とでございます。この辺は各都道府県においてはいろいろなやり方をとられていると承知しております。別段、国において沖底の意見を聞かなければだめだと、そういった一律の指示というか要請はしておりません。

以上でございます。

小野分科会長 どうぞ。

植村委員 今日の提示してありました線引きについては、話し合いを継続されたけれども、話し合いが完結しないまま、水産庁がこの辺で省令として設定してもいいのではないかという主体的判断に立ったものだとすれば、それはそれなりに了解いたしますが、今お話にありましたように、今後この手の届くような範囲内において、しかも除外された共同漁業権の中に魚礁が投入されている、地元の市町村もかんで魚礁を投入しておるという実態がありますので、今後そういう漁業を十分把握して、その資源保存状態が保全されるのかどうかということをも十分地域の報告などを得て、さらなる御注意、御努力をお願いしたい。

それから、ただいま、大臣許可のトロールの了解を得るべく水産庁が関与していないと、このようなお話でございましたので、その点については地域の海区もあるわけですから、海の状況などを見てしかるべく判断された場合は、地先を管轄する海区なりそういう手法に任せるという理解をしてよろしゅうございますね。特に水産庁がこれにまた指示を何か言うんですか。

井貫沿岸沖合課長 先ほど申しましたように、関係漁業者の意向を勘案しながら、漁業調整上の支障があるのかないのかというところが焦点になってきておりますので、それに対して我が方から、大臣許可だからと言ってその大臣許可の意向だけを尊重しろとか、絶対にその意見を聞かなければ何事も進めては

ならないと、そういったことはこれまでも指示しておりませんし、これからも指示するつもりはございません。

植村委員 以上了解をいたしまして、よろしくお願いいたします。

以上です。

小野分科会長 佐々木委員。

佐々木委員 植村会長から出された図面で端的に判断するのは非常にわかりにくいんです。もちろん水産庁の文面を見ただけでは我々ピンとこないわけなので、むしろこの図面で説明の方がわかりやすいわけなんですけれども、今のやりとりを聞いておりましても鮮明にはわかりにくいわけですが、端的には共同漁業権内と青と赤と緑とあるんですが、結局、共同漁業権内にこの見直しの中で、沖底が今まで操業できなかったところが共同漁業権の中に入って操業できるようになるということであるのでしょうか。

植村会長が、地元が反対するというのは、結果的には現状からむしろ共同漁業権を含めた関係漁業者に、この見直しによって影響が出るという原因が起きて初めて反対の事項につながってくるのではないかという気がするわけですが、そういうことになると、どうしても関係者の同意が優先されないとおかしい、見直しができないはずだというふうにも受けとめるわけなんです。その辺できたらもう少し具体的に御説明いただきたいと思います。

小野分科会長 それでは、沿岸沖合課長。

井貫沿岸沖合課長 この地図に沿って具体的に御説明させていただきますと、この権現崎と鱸作崎につきましては、沖底の禁止区域の基点として、その岬の突端なり灯台を基点というこ

とで、実際上禁止区域のラインが陸上へかかるということで、これがそもそも問題だというのがまず1点でございます。それから、共同漁業権の中に沖底の操業区域があるのが問題だというのが第2点でございます。

この陸上にあったということにつきましては、戦前は、共同漁業権は専用漁業権ということで大臣が免許しておりましたし、以東底びきという中で、知事が沖底の許可をしていたという実態もでございます。そのせいかどうかは不明確ですが、当時はいろいろとヤマダテ等の技術もよくなかったということで、一番わかりやすいところを基点として禁止区域を定めていた。それがずっときていたということでございます。

実際上、操業実態として沖底も共同漁業権の沖側は従来から、周年ではございませんけれども、時期によっては重要な漁場として利用している実態がございます。今回話し合いの中でラインの見直しをしておりますが、その外側については、従来から操業しているし、重要な漁場であるのでぜひ勘弁してほしい。中については、従来からほとんど操業していないので結構でございますと、そういう話でございます。

具体的に言いますと、このラインが概ね水深50mないし60mのところまで引いてございます。そういったことで、従来から操業していた部分について、若干遠慮しながらも重要な漁場については引き続き沖底が操業できるような形ということが、この禁止ラインでございます。

それから、共同漁業権にかかわる話については、共同漁業権の中に沖底の操業区域があることが矛盾するというわけではございませんので、その辺は話し合いの中で今回こういう形で決めさせていただいたということで、逆に言いますと、沿岸漁業

者にとって、沖底が以前よりも陸側に来て操業するという実態は逆でございまして、従来たまには来ていたかもしれない漁場も、今回禁止区域ということで操業しなくなる、そういうことでございます。

小野分科会長 佐々木委員。

佐々木委員 わかりましたけれども、やはり地元が反対するのは、国側と植村会長の言われるのは、まさしく国がやろうとすることについて地元が反対している。町村も含めて。そういう事項であるということなので、その辺の内容が十分わからなかったわけなんですけれども、共同漁業権、あるいは陸からの問題も含めて、非常に近い状況の中での操業でございますので、関係者とも十分協議を重ねて、十分調整ができる形で見直しについては実行していただくことが望ましいという意見を申し上げて終わりたいと思います。

小野分科会長 地元の意見を聞いてしっかり調整してくれということだと思います。

石黒委員。

石黒委員 底びきとの関連の話なんですけど、北海道も従来から、水産庁の課長さん方も現地へ行ってみるとわかるとおり、沿岸と沖合の紛争というのは現実の問題としてかなりあるんです。その要因は何かというと、共同漁業権と禁止ラインが重なっている部分が海域の一部としてあるんです。沿岸へ行きますと、沿岸漁民は、沖底を全廃せよというようなかなり強い声があるんですけど、私は個人的には、お互いに生活権があるので、双方とも存続できるような施策が必要だというふうに強く考えている一人なんです。そのためには共同漁業権と禁止区域ですね、沖底の操業区域のラインを、重なっているところを、やは

り水産庁は積極的に鋭意努力してははずすべきだ。双方との話し合いも積極的に関与しながら、共同漁業権と沖合との操業禁止ラインを重ねないような方向でやらないと、いつまでたっても沖合と沿岸との紛争はなくならないという認識を持っている一人なんです。ですから、こういう機会にもっと水産庁は積極的に、そこの部分を考えていってほしいなと考えておりますので、ぜひその辺も、今後水産庁の内部で御検討いただきたいと思えます。以上です。

小野分科会長 沿岸沖合課長。

井貫沿岸沖合課長 今回、北海道の底びき関係については特段の汗をかいていなかったということがあります。これは沖底と沿岸との話し合いが、特に北海道においては、北海道庁の方で精力的に個別の協定、締結等に努力されていたという点もありまして。今回も指導漁連なり沖底対策協議会等からは希望が出ていたわけですが、道庁としては、従来から道庁が調整しているし、特段個別具体的に問題があったわけではないということで、一斉更新に向けての重要な課題とはとらえておらなかったんですが、先般沖底の違反事件等がございまして、その関連で、できましたら秋以降、道庁等の意見を聞きながら、沖底漁業者と沿岸漁業者の全般的な話し合いを、水産庁も入ってやっていきたいと考えております。

それから、共同漁業権の関係につきましては、特に北海道においては、共同漁業権が第2種の刺網を中心に相当の沖出しがありますので、これがそもそもどうかという点もございまして。ただ、今後刺網等についても、実際上の例えば減船しなければいけないという問題が起きた場合に、果たして共同漁業権の内容の漁業で減船ができるかということ、これは非常に無理な点も

あるということで、刺し網の共同漁業権そのものも考えていかなければならない面もあると思います。それと関連して、沖底と沿岸との話し合いの中でできるところはきちっと整理していければということで、努力していきたいと思っております。

小野分科会長 そのほかに。吉岡委員。

吉岡委員 ただいまいろんな問題が提起されておるわけですが、私どもとしては、従来からこうした青森県の問題については、植村委員、何回となくこうした発言をなさっておるわけですが、私は聞いておる側としては、何かしら青森戦争がこの場所に提起されているような感すら実はするわけですが、私はできるだけこういうふうな不細工な格好でなしに、水産庁がもっと中に入っていて、少なくとも県もまじえて、そうした問題が余り目立たないような格好の中で調整がなされるべきと違うかなという気持ちがあるわけですが。

全国的にこうした問題が随所にあるのかどうか。あるとするならば、当然こうした管理分科会で議論すべきであるわけですが、少なくとも青森の問題につきましては、植村会長も漁連会長という立場の中で、やはり余り不細工な格好もできんわけだと私は思っておるわけですが、そういうことにならないように、水産庁としてもっと精力的に、そうした漁業者と県と中に入って調整ができますことを御希望申し上げておきたいと思うわけですが。

小野分科会長 どうぞ。

井貫沿岸沖合課長 従来、ともすれば具体的なトラブルなり漁業紛争が起きたという段階で、初めて水産庁も汗をかかなければいけないというパターンが多うございます。今回の一斉更

新にあわせまして、具体的なトラブルなり何も無い中でのお話も出てきておりますし、具体的なトラブルがあつてのお話も出てきております。いろいろ雑多なものが出てきておりますけれども、我々としては今後の資源管理なり沖合、沿岸一体となつて、仲よく共存共栄するための一環として、そういう具体的なトラブルなり違反事件にかかわらず県庁なりから御相談があれば、また業界から御相談があれば、実情をよく勉強させていただきながら、具体的に何をすればいいのかということ県庁なり漁連等と御相談しながら対処してまいりたいと思つております。

小野分科会長 どうぞ。

植村委員 吉岡さん、これは青森だけの問題じゃなくて、委員の皆さんもこれは決して、私は全国の立場から審議委員に出ているので、青森を代弁した話がきょうお話されているというのは、省令改正の1点として話をしているわけです。北海道にもありますし、日本全国にあります、これにかかわる問題は全漁連で小委員会を編成して、そして、今まで何十年も手がつけられてこなかったこの問題に、全漁連として何回かの委員会を立ち上げて、そして協定の再確認、あるいは許可証の裏書きとか、そういった話し合いがついたところはついたようになってきておるということで、きょうは顕在的に青森県のこの地域が出ておるということですから、全国レベルの問題としてこれは最初から提起されておる問題ですから、全漁連の会長として、この問題について省令設定の段階で。まあ反対ということグッと抑えて、不十分という言葉にかえて、今後これを十分処して、資源回復、漁業者の意識高揚を図っていこうということですから、委員の皆さんもそういうことで理解して

いただきたい。

以上です。

小野分科会長 反対と言いたいところだが、不十分ということで抑えているんだというお話でしたが、特に何かございますか。増田委員。

増田委員 すみません、ぶり返しのようで。遠洋かつお・まぐろ漁業の届出制の新設の関係で、もう少し御意見、要望を含めて言わせていただきたいんですけども、先ほど業界を代表して三鬼委員の方から、1年以内にF O C、I Uの取り締まりを大いにやってほしいという前提条件つきで了承するような御発言があったように私聞いたんですが、それに対して遠洋課長、何か私聞いていると心細いような、1年というのはなかなか難しいような御発言もあったと思います。正直申し上げまして、我々現場を抱えておりまして、沖での幹部の意見というのは、非常にこの取り締まりについては厳しい意見があります。

というのは諸悪の根源といえますか、漁業というのは、取って何ぼ、相場がよくてそれなりの水揚げになっていけば、みんなハッピーになると思うんですけども、どこの業種も非常に厳しい状況にあります。遠洋かつお・まぐろを例にとっても非常に厳しい状況があるわけですけども、この1年やっていけるのかどうかというくらい先の見えない厳しい状況に置かれていて、この届出制を新設するのは結構なんですけれども、ただ、正直申し上げてF O C、I U漁船のとってくる魚の大方が清水港なり入ってきて、相場を崩しているんじゃないかという客観的な見方を我々はしているわけです。

そうしますと、国際会議等水産庁の皆さんは政府代表で出られて、いろいろ立場があって当然自らの足元、いわゆる日本船

の漁獲高等の取り締まりをしておかなければ、泥棒船である FOC、IU 漁船の取り締まりの強化は言えないのはわかるんですけども、現実的にどういう取り締まりをしてどういうふうにするんだというものを、早々にこの届出制の新設をする以上はこの場で具体的に出していただかないと、ある意味では不公平といえますか、片手落ちじゃないのかなという気がしてならないわけです。

かといって知恵を出せといっても、国際、インターナショナルになっておりますので、国内だけではできないという意味では、いい知恵があってもなかなかそれを乗り越えられない部分もあるかと思えますけれども、もう少しその辺を、業界さんでは1年という期限を切る中において、心強いお考えなり考え方を聞かせていただければありがたいなと思う次第です。

岡本遠洋課長 今両委員の方からお話がありました省令改正と FOC の問題を関連づけてお話があったんですが、そこはちょっと私ども分けて考えております。今度の省令改正で、陸揚げとか転載等の届出ということについては、これまでも私ども通達等、さらに特定の魚種については、規則として既に定めていたものでございます。通達等で今までお願いしてきていた漁獲水揚げ管理の問題を、今度は一元的に省令の中でルール化するということをお願いしたいということでございます。

一部の魚種につきましては、従来通達で対応してなかったものも今度対象になりましたけれども、省令改正の議論については、先ほどお話もありましたように、私ども責任ある漁業国として、よりきちっとした透明性の高い形の水揚げ管理をやりたいということで、これまで通達なりいろいろな形でやってきたものを、省令の中で統一化して定めさせていただきたい

ということでございます。

もう一つのF O C問題は、国内の問題とは全く切り離して、我々はきちっと取り組んでいかなければいけないという認識で今までもやってきたわけですが、今増田委員の方から、もっと具体的な取り組み方法はないのか、知恵でも出していただきたいということでお話があったんですが、このような公の場で、できるかできないかわからない個人の意見というのは、私としては慎まさせていただいて、また別の機会でこれからの問題の取り組みについてお話ししたいと思います。

例えば幾つかアイデアがございます。実際の問題として、今まではブラックリストの議論をしておりました。ブラックリストというのは、これは悪い船である、こういう悪い船をたたかなければいけないという考え方でやってきたものを、形を変えてアイデアとしては、逆に言うとこの船はいい船である。いい船以外は、灰色の船かもしれないし、悪い船かもしれない。こういう形の視点を変えた取り組み方のアプローチというものも、これから考えていかなければいけない一つの課題の中に入っていると私は思っております。これが果たして具体的に、I C C A T等いろいろな場で形づくっていけるかどうかという問題はありますけれども、そういう取り組み方も一つの方向性だと思って考えております。

以上でございます。

増田委員 十分今の話でわかるわけですがけれども、いずれにしても、この場ではという部分で、時間も足りないし別の場でまた機会があればということを考えますけれども、いずれにしても我々の立場では、御承知のとおりI T F、国際運輸労連を通じて、そういった船のたぐいの廃絶を目指してやっているわ

けですし、この場で5年に1回ということをご提案されてきて、逆に今急いでこの部分を提案しなくてもいいんじゃないかという素朴な意見を持ったりもするんですけども、いずれにしても、出てきた以上承認するという前提だと思いますので、承認はするわけですけれども、1年という限定が業界の方から出てきたという中において、FOC、IUといった泥棒船のたぐいの我が国の輸入の規制について、より一層規制の取り締まり強化をしていただくということをご強くお願いして、この件についての要望はこの辺にしておきたいと思います。ひとつよろしくご願ひいたします。 小野分科会長 島委員。

島委員 時間がありませんので、簡単に。沿岸漁業と沖合漁業の問題に関しては、前回私も御発言させていただいたんですけども、資料2-1の今回の一斉更新についての処理方針の4ページ目の5、ここの箇所でございますが、沿岸、沖合漁業者の協議の促進ということで、この内容について以前御意見を出させていただきましてはけれども、きょう前半いろんな議論がございましたが、この点にかかわると思っています。

そういう面では、水産基本法も制定されまして、国民への水産物供給を安定的にしていかなければならない。200海里内の資源管理、あるいは資源回復管理をしっかりとっていくという意味では、前回このとき、もっと水産庁は強気になって、リーダーシップを発揮してもらいたいということで御意見を述べさせていただいたんですけども、これからはいろんな問題で沿岸漁業と沖合漁業の問題が出てくると思っています。

200海里の中に、これまでと違ひまして、閉じ込められたということではございませんけれども、そこの中に漁船が入ってきておりますので、そういう意味で沿岸漁業と沖合漁業者との協

業の促進ということでは、もう少し強気になってというのは、話し合いなり斡旋なり仲介して協議の推進を図るということよりも、国民への水産物の供給として、これからはしっかりと200海里内の資源回復管理をしていかなければならないということでは、国はもっと強気になってもよろしいのではないかと私も思っております。

以上です。

小野分科会長 水産基本法にある国民に対する責務ということから、水産庁はもっと積極的、主体的努力をすべしというお話だと思いますが、特にございますか。

なければ、大体議論は出尽くしたと思うんですが、諮問第29号について、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 それでは、諮問第29号、そのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。

諮問第30号 漁業法第58条の2第4項の規定に基づく許可等の基準について

小野分科会長 それでは、次に移りまして、諮問第30号について御説明願います。

山根企画課長 資料の3をごらんください。諮問文案件でございますので、まず朗読させていただきます。

水産政策審議会

会長 小野征一郎 殿

農林水産大臣

武部 勤

漁業法第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づく許可等の基準について（諮問第 30 号）

次に掲げる漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条の 2 第 4 項の規定に基づき、別添のとおり許可又は起業の認可の基準を定めたいので、同条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

- （ 1 ）沖合底びき網漁業
- （ 2 ）大中型まき網漁業
- （ 3 ）遠洋かつお・まぐろ漁業
- （ 4 ）近海かつお・まぐろ漁業

としまして、2 ページ目に説明文が入っております。それから、3 ページ目以降に沖合底びき網漁業、4 ページに大中型まき網漁業、5 ページに遠洋かつお・まぐろ漁業、6 ページに近海かつお・まぐろ漁業ということでそれぞれ書いてありますが、その一番後ろに資料 3 - 1 というのがついていると思います。従来の船舶のトン数階層区分との比較表であります。従来、左上の方ですが、例えば 240 トンから 180 トンということで 20 隻、180 トンから 120 トンということで 20 隻ということで、合わせて公示隻数 40 隻という形でやっておりました。これを今回から、180 トン以下 20 隻で、240 トン以下 20 隻で、右側の表にあるような形で、全体で 40 隻に変えることにしています。

この結果、従来左側の方にあつた 20 隻の方から、例えば左下の想定されるケースですが、2 隻ほどが上の階層で求めてきた場合にどうするかという事柄が理論的に起こるということで

あります。そこで、こういったことについて実績のある、従来からの左上の 20 隻の部分にいたものを優先させて許可するという形で、許可基準を決めようということでもあります。

2 ページ目に戻っていただきまして、説明というところを読まさせていただきます。

指定漁業の許可又は起業の認可の基準について

1 今回の一斉更新では、資源及び経営の状況を踏まえトン数階層区分について、漁船 の代船の小型化がより容易に行えるよう見直しを行い、従来どおり階層別に上限を 設けつつも下限は同一とする新たな公示方法を導入したところである。

2 この結果、あるトン数階層に属している実績船は、トン数の上限がこれまでと同じ 階層又はそれ以上の階層であれば、同一船舶で申請する限り、どの階層に申請して も当該指定漁業の実績者となりうる。

3 実績者が上位階層で申請を行った場合には、当該階層における実績船の申請の数が 公示隻数を上回ることから、あらかじめかかる事態を想定して許可又は起業の認可 の基準を定めることとする。

4 なお、当該基準については、トン数の上限がこれまでと同じ階層へ申請を行った者 が、優先的に許可又は起業の認可を取得し、従前どおりの操業が確保できるような 内容とする。

このような考え方で、次のページ、以下、沖底、大中型まき

網、遠洋かつお・まぐろ、近海かつお・まぐろについて定めているところであります。

以上です。

小野分科会長 ただいまの説明について、何か御意見、御質問があればお願いいたします。特にございませんか。

それでは、諮問第 30 号については、原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

小野分科会長 ありがとうございます。そのように決定いたします。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

小野分科会長 それでは、その次に報告事項の 1、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等についてに移ります。

本件につきましては、さる 5 月 10 日に開催されました第 4 回漁獲可能量部会において審議していただいておりますけれども、その結果につきまして報告をお願いしたいと思います。中村部会長にお願いしますが、なお、本件につきましては、T A C 総枠はそのままとし、未配分となっているものを管理、配分するという内容であります。水産政策審議会会議規則及び資源管理分科会議事規則の規定により、部会の議決をもって審議会の議決となりますことを申し添えます。

それでは、中村部会長、お願いいたします。

中村（晃）部会長 それでは、私から御報告いたします。

本件は、資料4が配付されておるとおもいます。この内容でございますが、さんまについての基本計画の変更でございます。5月10日に第4回の漁獲可能量部会を開催しまして、ここで検討したわけでございますが、その結果、原案どおり、さんまについて、農林水産大臣の管理分に5,000トン、北海道に8,000トン、岩手県に1,000トンの追加配分ということで決定を見たわけでございます。

今、小野分科会長からお話がありましたように、本件はTACの総枠は別に手を加えているわけではございませんで、総枠はそのままにして、配分の残枠を保留していた分について追加配分したという内容でございます。

以上でございます。

小野分科会長 何か御質問、御意見ございますか。

特にございませんか。

漁獲可能量制度の実施状況について

小野分科会長 それでは、報告事項の2に移りたいと思います。御説明をお願いいたします。

中尾管理課長 それでは、資料の5によりまして、漁獲可能量制度の実施状況について御説明いたします。ただいまの資料4の後ろの方に資料5が、5枚目ぐらいだと思いますが、ついております。

第1種特定海洋生物資源、TAC制度の対象となる魚種7魚種でございますが、この採捕状況を取りまとめました。今年の6月12日までに報告された速報値でございます。

まず、さんまが1,000トン、すけとうだらが1万9,000トン、

まあじが4万2,000トン、まいわし5,000トン、さば類7万6,000トン、するめいか1万4,000トン、ずわいがにが4,512トンです。この中で、基本的には1月から12月までのTACの量をもとにしておりますけれども、すけとうだらについては平成14年4月からの集計、ずわいがにについては平成13年7月からの集計でございます。全般的に採捕が少ない状況となっております、昨年よりも低い消化率となっておりますが、ずわいがににつきましては、先ほど申しましたとおり漁期が7月から6月という漁期でございますので、消化率が83%という高い数字になっております。

今後とも、基本計画の趣旨に沿った資源管理が図られるよう、採捕数量の的確な把握とTAC制度の適切な運用に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

小野分科会長 どうもありがとうございました。

何か質問、御意見ございますか。

特にございませんか。

その他

小野分科会長 それでは、なければ報告事項の2も終わりました、その他に入らせていただきます。本日の議題に関係のないことでも、委員の方々の御意見、御質問があれば承りたいと思います。

それでは、増田委員から。

増田委員 1点、質問的な意見も入るかもしれませんが、捕鯨の関係です。捕鯨については、官民挙げて一体でいる

いろ取り組んでいるという認識で私はいるんですけども、今年の第 54 回 IWC 会議も NGO として参加させてもらって、生で見ていたわけです。特にマスコミ等も取り上げた先住民捕鯨の関係で、終わった後、直ちにテレビからマスコミからいろいろ報道されておったわけですけども、実はきのうの一般紙の夕刊で「窓」という欄を見ましたら、その真相的な部分が、本当かうそか知りませんが、ベーカー駐日大使が福岡で、捕鯨は日本が理解したということに端を発して、もう IWC で出てきた答えとは別に、官邸筋の方の高い次元で、水産庁と調整したというようなたぐいの記事が出ておりました。

これは本当かうそかあれですけども、その辺の真意も含めてお聞きしたいんですが、IWC という常軌を逸したような狂った部分もあるわけですけども、ああした会議で一応表決をして先住民捕鯨は否定されたという中において、それに対して、捕鯨持続利用派で捕鯨派として日本に賛同してくれた国に対して、どういう顔向けになるのかという部分を懸念するわけです。そういった関係で、水産庁としてこの記事がどうなのかということも含めて、考え方を聞かせていただければと思います。

小野分科会長 アメリカの先住民捕鯨の問題ですが。

岡本遠洋課長 IWC のアメリカの先住民捕鯨の捕獲枠の設定というのは、今年の会議の議題にあったわけでございます。その際議論になりましたのは、ほかの先住民捕鯨の鯨種と違いまして、ホッキョククジラという特定の鯨ですが、これは非常に資源状態が悪いという中で、米国なりが求めてきましたものは、5 年間の一括枠で 280 頭という前回と同様の提案がされました。これに対しまして、本来の商業捕鯨とかいろいろな捕鯨をする場合の捕獲枠の設定という管理の数式がございまして、

これに当てはめてみましたところ、本来、ホッキョククジラというのは、資源管理の観点から言えば、全くとるべきではないという鯨に置きかわることになります。

そういう特殊な事情がございまして、今年のIWCの年次会議では、アメリカが要求した5年間の一括枠280というものに対して、それでは資源状態を配慮した要求にはなっていないのではないかとということで、その要求に対して議論がありました。その際、資源状態に配慮した提案であれば、もともと日本は先住民生存捕鯨を否定しているわけでもないし、そもそも先住民生存捕鯨というのは、それなりに資源の悪いものについても、そういう特定のニーズに配慮した形で認めてきた経緯もありますので、アメリカの先住民生存捕鯨そのものを否定するわけではないけれども、資源状態に配慮した提案があるべきだという議論があったわけです。

それでも、結果として提案された案が、5年間前と全く同じだったので、表決に付されて否決されてしまったというのがIWCでの議論です。ですから、日本がアメリカの先住民生存捕鯨を否定するとか、さらにはつぶすとかというようなことでのIWCで議論があったわけではございません。IWCが終わりました、当然のことながらアメリカ国内では、来年の先住民の捕獲枠がIWCで定められてないわけですから、来年以降についてどうするんだという問題が起きて、その問題の反応として、日本がアメリカの先住民捕鯨を、はっきり言えば悪い宣伝の仕方かもしれませんが、殺したという非常に本来の趣旨と違いますが、そういうような宣伝をされるということとなりました。

そういう問題が非常に大きく、ある意味では不必要な形で表

れました。日本は先住民生存捕鯨を否定しているわけでもございませんけれども、ただ、アメリカの捕鯨を殺したとか、アメリカとの敵対関係でやったんだという議論に置きかわって、問題がヒートアップすることになりかねなかった状況がございます。

そういう中で、日本の本来の意味、本来の趣旨、その意図をアメリカにきちっと伝えたということでもあります。ですから、前回と同じような提案がされるのであれば、日本政府としては、科学的に問題のあるものであれば引き続き、科学的な観点から反対せざるを得ないけれども、ただ、先住民生存捕鯨そのものについては否定もしてないし、捕獲枠の設定についてはブロックするとかそういうことはしないということを明確にしたということです。ですから、資源に配慮した形の新しい提案を出していただきたいというような、本来の意味で言えばそういう形が米国に伝えられ、その反応が逆にそういうふうになっているのかもしれない。

以上でございます。

小野分科会長 微妙な答えですけれども、増田委員よろしいですか。

それでは、吉岡委員。

吉岡委員 1点だけ御要望を申し上げておきたいと思えます。ずわいのTACの関係でございます。今回、省令改正に伴いまして、10トン以上の小型底びきが大臣管理から知事管理漁業に移行するわけございまして、そういう中で、従来は一緒になって管理しておったものを別にしなければならぬということで、同じ漁協の中でも戸惑いが出るのではないかと考えておるわけでございます。もし運用等でできるならば、従来ど

おりの格好で資源管理が、あるいはそうした措置が損われない中で、何とか運用の面でできないかどうかと思うわけでございます。今ここで別に回答を求めませんけれども、早急にそうしたような案を考えておいていただきたい、あるいは指導していただきたいと思うわけでございます。そうしないと、今までの観念から何かガラリと変わったような感覚になってしまいますので、御指導をお願いしたい、このように御要望申し上げておきたいと思うわけでございます。

小野分科会長 ずわいが、一部、大臣の管理から知事管理に移りますよね。その点についての要望でした。

そのほかにもございますか。議題に関係のないことでの御意見、御要望、御質問。

特になければ、本日の資源管理部会はこれで終了させていただきます。

どうも長時間、ありがとうございました。

閉 会

答 申 書

14水審第18号
平成14年7月5日

農林水産大臣 武部 勤 殿

水産政策審議会

会 長 小 野

征 一 郎

平成14年7月5日(金)に開催された水産政策審議会第7回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第29号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について

諮問第30号 漁業法第58条の2第4項の規定に基づく許可等の基準について